

平成30年度地区課題(要望)一覧

地区	町内会名	課題・要望内容	回答	担当G
登別地区	中登別町内会	1 紅葉谷十字路交差点の看板を撤去してほしい	【北海道の回答】 道路管理者として、空間建設管理部維持管理課より各政党事務所へ看板撤去の要請を昨年行っています。 その他の看板も含め引き続き設置者に撤去依頼を行います。	都市政策G
	中登別町内会	2 中登別94住宅の市道と道道の間に発生した段差を整備してほしい	【北海道の回答】 中登別町94住宅取り付け部については、早急に補修する予定。	都市政策G
	登別東町2町会	1 旧旅館の空き屋について	要望のありました登別東町2丁目の建物(旧旅館)については、市においても把握しており建物所有者及び管理者に対し、建物が危険な状況であること及び、猫が侵入し住みついている状況であることを説明し、必要な処置を講ずるようお願いしているところです。 現在のところ、対応がみられない状況でありますので、今後も建物所有者及び管理者に対し、建物の適正に管理等していただくよう継続して働きかけてまいります。	都市政策G
	登別東町2町会	2 駅前飲食店の景観について	市では、平成28年4月より「登別市景観とみどりの条例」を施行しているところであり、本条例において、「市の責務」、「市民の責務」、「事業者の責務」を謳っているところ。 そのうち「市民の責務」として、「市民は、景観・みどりづくりの当事者であることを認識し、自ら積極的に景観・みどりづくりを行うよう努めるとともに、地域の景観・みどりづくりに協力するよう努めなければならない。」と規定しております。 市としては、景観を阻害している物件があったとしても、端的にこれを指導していくということは、個人の財産という観点からも困難な部分がありますので、本条例のさらなる周知を図るとともに、例えば、地域が主体となって景観・みどりづくりを積極的に進めているなかであって、その景観を阻害しているような状況にあつては、「市民の責務」として自覚していただくよう働きかけを地域と協働で行っていただければと考えております。	建築住宅G 都市政策G
	登別東町第三町会	1 道東町3丁目15住宅前の歩道が狭いため、車いすが通れるように整備してほしい	【北海道の回答】 登別東町3丁目15住宅前の歩道について 階段部の歩道幅については、現状以上に広げるのは困難です。 歩道舗装面の不陸及び勾配についての補修は、調査・設計を行う必要(原因や階段工と歩道舗装工の高さや勾配等の調整等)があるので、これより補修に向け検討します。 車道排水樹の陥没については、補修工事を行いました。	都市政策G
	登別東町第三町会	2 大津波避難場所に外国語に対応した看板を設置してほしい	津波時における高台は、避難の目安であり、安全を保證する場所ではないことをご理解願います。 また、平成29年度に高台避難誘導看板を設置したことから、当面の間、増設する予定はありませんが、津波浸水予測図の見直しなどが行われた場合には、設置を検討してまいります。	総務G
	登別東町第三町会	3 市道の凹凸について	ご要望のあった箇所につきましては、順次道路改良を進めているところであります。 予算の関係から、一度に長い延長は施工できませんがご理解ください。	土木・公園G
	登別東町第三町会	4 市道が交差する場所に一時停止の標識を立ててほしい	6月18日(月)、一時停止標識の設置要望箇所にて、担当グループ職員、札幌方面空間警察署交通第一課企画規制係長で現場確認を行いました。 当該箇所の一時停止標識の設置については、設置基準が満たされていない(道路幅が確保されていない)ことから、設置は出来ないとのことでありました。	市民サービスG
	登別東町第五町会	1 登別東町5丁目1番地7付近の空き地に「危険、スピードダウン」又は「子供飛び出し注意」と記した看板を設置してほしい	要望のありました箇所への看板設置についてですが、要望に沿う看板の在庫の確認が取れたことから、6月18日付けで町内会へ貸与させていただいたところであります。	市民サービスG
	登別本町2町会	1 老朽化した2階建倉庫のトタンが風で近所に飛んでくるため、対応してほしい	要望のありました登別本町2丁目の建物については、所有者に対し文書及び電話により必要な措置を講ずるよう指導しているところです。 建物所有者からは、当該建物が原因により損害等が発生した時は保険で対応するので連絡したいとの回答を得ているほか、今後の対応を検討するために、解体の見積りを依頼されたことから、市で見積りを徴し、建物所有者へ送付したところであります。 引き続き、建物所有者に対し早期に対応するよう強く働きかけて参りますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。 また、当該建物で何かございましたら、お手数ですが担当までご連絡のほどよろしくお願いたします。	都市政策G
	登別本町2町会	2 電柱に付いている住所表示が見えないため取り替えてほしい	電柱に取り付けられている町名標識板(〇〇町〇丁目)については、平成元年度～平成4年度に設置されたものでありますが、現在は、新規作成または取り換え等の作業は行っておりません。 仮に、再設置を行うとした場合は、一部の地域だけではなく、全市的な対応が必要とされますので、市内全域の意向や要望を鑑みながら再設置についての検討を行いたいと思っております。 なお、標識板につきましては、平成8年度から、より詳しく家屋毎の所在が分かるように各家庭に配布しております家屋標識板(〇〇町〇丁目〇〇-〇〇)へ移行しているところであり、現在も継続して作成・配布しているところです。 各戸の玄関等に貼り付けることにより、当該箇所の所在も判別できることから、町名標識板の役割も十分果たすものとして考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。	都市政策G
	登別本町2町会	3 近所の火災時にサイレンを鳴らしてほしい	火災発生時のサイレン吹鳴については、平成27年4月より消防職員及び消防団員の招集を自動招集装置で対応することとしたこと、防災行政無線のサイレン音の吹鳴パターンが大音量で重複しており、災害発生時は市民の避難行動に混乱をきたす懸念があること、さらに、サイレン吹鳴時の119番による市民からの問い合わせなどの理由から、サイレンの吹鳴は実施していませんが、火災通報時において火災の規模や状況、また消防隊が現場到着時に延焼拡大、又は延焼拡大の恐れがあると判断したときには、サイレンを吹鳴し火災発生の実態を地域住民に周知し注意を呼びかけることとしております。 さらに、自動招集装置の異常や大規模災害等により電話・メール機能が停止した場合においても、サイレンを吹鳴し消防職員及び消防団員を招集することとしております。 また、火災現場で活動する消防職員及び消防団員は、消火活動だけではなく、火元に隣接する住宅等に対して、火災である旨を知らせながら建物の状況を確認するとともに、状況によっては避難を促すなどの活動を行っております。 市内で火災が発生した場合、災害案内(電話88-1515番)を配信しておりますので、ご自宅等で消防車のサイレンが聞こえましたらご利用いただきたいと思います。	消防総務G
登別本町2町会	4 避難器具保管用の小屋を置ける場所を提供してほしい	設置希望箇所の周辺の市有地には、様々な制約があることから、現時点において、市から設置場所を提供することが困難であることをご理解願います。	総務G	
幌別鉄南地区	すずらん団地町内会	1 町内の未舗装道路を舗装道路に改善してほしい	ご要望のあった未舗装道路につきましては、今年度から、排水路の整備を行い、来年度以降舗装を行う予定です。	土木・公園G
	すずらん団地町内会	2 町内会内の廃屋を撤収してほしい	要望のありました幸町5丁目の空き家について、所有者等が存在しないことから今後の対応手法について検討を進めているところであり、引き続き司法書士などと協議を進めることとしておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。	都市政策G
	すずらん団地町内会	3 老人憩の家「すずらんの家」の前の土地に長年置かれている産業廃棄物を撤去してほしい	土地所有者への指導は、北海道胆振総合振興局(環境生活課)により行われていることから、これまでの対応状況について平成30年6月22日に確認したところ、昨年10月22日に管理を任せているという会社に対し、電話で撤去作業をするよう指示したところ、11月中旬から作業を開始する旨回答があった。その後、諸事情により作業は進んでいないとのこと。 今後も土地所有者への指導を北海道胆振総合振興局へ要請していくこととした。	環境対策G
	すずらん団地町内会	4 幸町の海岸の補修工事と波動による揺れ防止対策について	お問い合わせのありました幸町地区の海岸護岸工事につきましては、北海道の事業により、平成30年度から平成34年度の5カ年で、階段護岸への消波ブロックの設置と沖合に4基の離岸堤の整備を行うこととしております。 北海道胆振総合振興局産業振興部農村振興課施設整備係に確認しましたところ、本年7月から護岸工事等を開始すること、また、今後の護岸工事等の進捗状況等に関し、随時当グループあて連絡を行う旨回答をいただいたところであります。 今後、北海道胆振総合振興局から連絡を受けました際には、都度、貴町内会へ情報提供を行ってまいります。	農林水産G

平成30年度地区課題(要望)一覧

地区	町内会名	課題・要望内容	回答	担当G
中央地区	7 梶別第一町内会	1 夜スピードを出して騒音とともに通過する車やバイクがいるため、対応してほしい	6月18日(月)、要望箇所にて、担当グループ職員、札幌方面室警察署交通第一課企画規制係長で現場確認を実施いたしました。当該箇所につきましては、時間帯のパトロール強化を実施するとともに、取締実施を検討すること、札幌方面室警察署交通第一課企画規制係長より回答いただいております。	市民サービスG
	8 新栄町内会	1 新栄町と千歳町の道路一部の拡幅について	本路線については、昨年度に実施した調査の結果、千歳町側の土砂堆積が幅員現象の原因の一つであることが確認できましたので、この土砂を撤去することにより幅員の回復を図っております。この作業につきましては、6月中旬に実施済みであります。	土木・公園G
	9 緑ヶ丘町内会	1 市道常盤30号線の改良について	常盤30号線の改良工事につきましては、平成31年度以降に実施する予定であります。	土木・公園G
	9 緑ヶ丘町内会	2 千歳町3丁目の未舗装道路の舗装及び雨水排水用側溝の設置について	千歳町3丁目の砂利道につきましては、幅員や支障物件等の問題があり、市道として認定していない道路です。認定路線の改良や雨水対策等の整備が遅れている状況の中、ご要望箇所の舗装や排水整備は財政面等の理由から非常に困難でありますので、必要に応じ砂利の補足や整正等の補修で対応したいと考えております。	土木・公園G
	10 常盤町内会	1 河川敷の立ち木について	【北海道の回答】 早急に現地樹木の調査を行い、根元からの伐採か枝払いを行うかを判断し、本年度中に処理をします。	都市政策G
	10 常盤町内会	2 中央町の店舗前の横断歩道の安全確保について	要望箇所については、北海道において都市計画道路3・4・313東通の拡幅整備事業を実施しており、当該事業に伴い交差点の改良を行う計画であるとのことであり、つきましては、町内会から市に対し、「歩行者用信号機の設置等要望書」を提出いただき、その後、市が室蘭警察署に「交通安全施設設置要望書」を提出することといたします。	市民サービスG
	10 常盤町内会	3 中央町の店舗前の交差点への歩行者用信号機の設置について	なお、要望書の提出時期につきましては、実際に拡幅整備に着手する年度が望ましいと、室蘭警察署からの助言もあったことから、都市政策グループと調整をさせていただくことを申し添えます。	市民サービスG
	10 常盤町内会	4 常盤町と柏木町を結ぶ人道橋のたもとに大型ごみが放置されているため対応してほしい	個人の敷地内に置かれている物については、土地所有者が管理することが原則であるが、土地(家屋)所有者は既に死亡しており、当該家屋を住所として登録している方は、既に当該住宅での生活実態がなく面会が困難な状態である。住所登録者は、不定期に当該家屋に入り入しているとのことから、町内会の協力を頂き、在宅時に併せて訪問する、不在連絡票を投函するなど、引き続き面会を試み、放置物の対応について協議を行うこととしたい。	環境対策G
	10 常盤町内会	5 常盤町2丁目の空家について	要望のありました常盤町2丁目の空き家については、昨年度、市より建物所有者等へ連絡を行い、敷地内の物品等を処分して頂いたところ。現在は、空き家の適正管理及び処置について、引き続き所有者等に働きかけてまいります。	都市政策G
	11 中央東町内会	1 市道中央38号線の老朽化による家屋の振動、騒音被害の解消と、無歩道地帯への車両防護柵の設置について	中央38号線の道路改良につきましては、非常に多くの費用を要すること、下水道の雨水管工事の計画があることなどから、現在のところは難しいものと考えておりますが、振動、騒音を少しでも解消するため、部分的ではありますが、舗装の補修を7月までに実施する予定です。 車両等の防護柵の設置につきましては、道路幅員や路線住民の出入りの確保などを勘案すると非常に難しいものと考えますので、現在、薄くなっている外側線を復元することで、安全性を確保いたします。これについては、7月までに実施する予定です。また、交通安全性の向上のため、市民サービスグループと協議した結果、増田会長宅沿いにカーブミラーを設置し、この交差点の見通しの改善を図りたいと考えております。	土木・公園G
	梶別西地区	12 柏木町内会	1 柏木4丁目24番地11柏木婦人研修の家駐車場前の道路整備について	舗装の欠陥箇所の補修については、7月までに実施する予定です。
12 柏木町内会		2 柏木1丁目1番地1常盤通りの下水路を歩道に変えてほしい	現在、実施しております排水路の整備は、平成29年度から実施しており、寺院交差点付近から理容室の交差点付近までの区間において、排水路の上を歩道として利用できるような整備を進めているところあります。	土木・公園G
12 柏木町内会		3 柏木田地入口の横断歩道に手押し信号機を設置してほしい	6月18日(月)、手押し信号機及び横断歩道の設置要望箇所にて、町内会、担当グループ職員、札幌方面室警察署交通第一課企画規制係長で現場確認を実施した際にご説明させていただいた通り、信号機や横断歩道等、交通安全設備の設置に関しては、警察庁より指針が示されており、1時間当たり300台以上の自動車の往復があること、隣接する信号機との距離が原則として150メートル以上離れていることなど、様々な条件があり、現状、1時間当たり300台以上の自動車の往復がないことから、要望されている箇所への信号機及び横断歩道の設置は難しいと考えます。	市民サービスG
12 柏木町内会		5 柏葉田地入口に横断歩道を設置してほしい	しかしながら、通学時間帯は自動車による出動時間帯と重なり自動車の往復台数が相当数ある現状について、室蘭警察署も把握できたことから、可能性としては非常に低いが、横断歩道の設置及び手押し信号機の設置について、検討することといたしました。また、一時停止標識の設置につきましては、当該交差点には既に2つの標識が設置しており、ドット線にて規制されていることから、標識の設置は出来ないとのことといたしました。	市民サービスG
12 柏木町内会		6 旧商店前横断歩道に手押し信号機を設置してほしい		
12 柏木町内会		7 柏木町2丁目広場に面した山の斜面のコンクリートから樹木が根を張り大きくなっているところがあるため、撤去等の対応をしてほしい	土留め(コンクリートブロック積み)の隙間に根を張っている樹木の伐採は、6月に実施しました。また、樹木の根の影響で損傷している部分については補修を検討し、土留めの状態については経過観察を行います。	土木・公園G
13 新川第二町内会		1 かえて公園へ公衆トイレ、手洗い場、水飲み場、電灯を設置し、上下水道を整備してほしい	トイレ建屋および手洗い場等の水道施設の設置は財政状況が厳しいため困難ですが、今後公園利用者数の大幅な増加が見込まれる場合には設置を検討したいと考えております。	土木・公園G

平成30年度地区課題(要望)一覧

地区	町内会名	課題・要望内容	回答	担当G
香取地区	14 香風町会	1 町内の道路の補修(9件)	ご要望のあった道路補修につきまして、排水溝の蓋が落ちている箇所や道路の段差が大きい箇所など、安全上支障となっているものについては、補修等の対応をいたしました。これらの補修につきましては6月中旬に実施済みであります。	土木・公園G
	片倉町内会	1 片倉町3丁目道道弁景観緑線の西側歩道の拡幅を室蘭建設管理部に要請してほしい	【北海道の回答】 当該箇所の歩道・路側帯が狭い事については、十分認識をしています。当初、計画していた道路幅員では用地の買収が不調となり、平成16年度に歩道の幅を最低2.0m確保する現在の形で暫定的な工事をを行いました。それから10年以上が経過しましたが、用地買収の目的が未だたっていない状況であります。	都市政策G
	15 片倉町内会	2 片倉町3丁目親子地蔵から西小学校間の市道を、登下校時間帯のみ通行止めにしてほしい	6月18日(月)要望箇所にて担当グループ職員、札幌方面室蘭警察署交通第一課企画規制係長と現場確認を行い、当該箇所は道幅が狭く、通学時間帯においても車通りが多いことを確認いたしました。	市民サービスG
	片倉町内会	3 片倉町3丁目老人の憩いの家「梅の木の家」に至る市道を全面補修してほしい	ご要望のあった路線につきましては、状態が非常に悪く全面改良が必要であることは、認識しておりますが、道路改良工事につきましては、未改良路線が多数残っている中、限られた財源で優先度を定め実施しているところでありますので、当面の間は部分的な補修で対応しながら、全面改良の実施時期等について検討を行います。	土木・公園G
	西団地町内会	1 集会所の玄関の戸が破損したため修繕してほしい	玄関戸の破損については、修繕を完了しております。	建築住宅G
	16 西団地町内会	2 空き地の雑草を刈ってほしい	市が管理している空き住戸の庭につきましては、昨年度に引き続き、雑草に対する措置を実施しております。	建築住宅G
	西団地町内会	3 入居地内の木を伐採してほしい	個別西団地の各住戸の庭につきましては、入居者が占有利用していることから、入居者に管理していただく必要があります。このため、入居している住戸の庭にある樹木につきましては、市は伐採を行いません。	建築住宅G
	緑町町内会	1 町内道路の補修について	ご要望のあった道路補修につきましては、6月中旬に実施済みであります。	土木・公園G
	17 緑町町内会	2 自衛隊敷地内の川のごみの除去について	川のごみについては、自衛隊により除去されており、現在のところ河川に影響ありませんので、今後、ごみや枯草等により、河川が阻害されている状況が確認できた時点で清掃を行います。また、ごみ等の堆積が確認された場合、ご連絡くださいますようお願いいたします。	土木・公園G
	緑町町内会	3 団地出口電柱の止まれの標識を更新してほしい	6月18日(月)要望箇所にて担当グループ職員、札幌方面室蘭警察署交通第一課企画規制係長と現場確認を行い、当該箇所の一時停止標識については、室蘭警察署において更新する旨回答を得られました。	市民サービスG
若葉地区	若葉町内会	1 踏切に至る歩道部分17か所の植樹柵について	植樹柵の雑草繁茂対策について、今年度は防草シートを5箇所程度設置したいと考えています。	土木・公園G
	若葉町内会	2 緑地スペースの現状と対策について	市の道路や河川の雑草対策は、道路や河川の機能面や安全面を確保する上で、必要最低限の範囲、頻度で行っている状況です。ご要望のあった箇所につきましては、ご指摘のとおり少しずつ雑草が増えてきている状況ではありますが、交通安全面などで支障が生じた場合であれば、市で草刈を実施することも検討できるのですが、現在の状況で市が対策を講じるのは、難しいものと考えますのでご了承願います。	土木・公園G
富岸地区	19 沙平町内会	1 川沿い通学路の道路の雑草を除去してほしい	当区間も含め、河川管理用通路の草刈りについては、河川管理に必要な年間1回となっていますので、河川管理用通路の目的外維持はできません。また、住民負担の少ない運営についてですが、「市民団体協働の川づくり事業」があります。当事業について、ご検討していただきたくお願いします。	都市政策G
	沙平町内会	2 沙平広場に水道を設置してほしい	広場の利用形態および利用状況、また、厳しい財政状況を考慮すると水道設備を設置することは困難です。今後、広場利用者の大幅な増大が見込まれる場合には、設置を検討します。	土木・公園G
	沙平町内会	3 保安(避難)道路の設置について	提案のあった道路の設置は、日常生活においてだけでなく、避難時にも高台への最短ルートであることから、有効であると考えますが、高台への新たな避難路は、原則、整備しないこととしておりますので、ご理解願います。	土木・公園G 総務G
	20 若葉町内会	1 若山町4丁目市道の凹凸を全面舗装してほしい	ご要望のあった路線の全面舗装工事につきましては、次年度以降の実施に向け検討いたします。	土木・公園G
	富岸町内会	1 通学路安全対策について	要望のありました箇所への横断歩道の設置につきましては、現場道路の歩道と住宅駐車場出入口の状況から、横断歩道設置に係る歩行者滞留場所の確保ができないため、設置は難しいとのことで、昨年度は交通安全看板を町内会へ貸与する対応をとらせていただきました。また、昨年に引き続き不定期ではありますが、小学生及び中学生の登校時間帯に、新生交番及び別交番から警察官が出勤し、地域住民のボランティアとともに、交通誘導にあたっております。	市民サービスG
	富岸町内会	2 富岸川、西富岸川の整備と河川の防護柵について	【北海道の回答】 6月15日に柵の破損した箇所に緊急対策としてロープを張りました。柵の補修については、今年度中に行う予定。	都市政策G
富岸町内会	3 富岸川の河川敷について	【北海道の回答】 6月14日に現場で耕作者の関係者に現場で耕作しないよう指導しました。	都市政策G	
富岸町内会	4 富岸町3丁目的高速道路高架下奥、田園縄文の里田地までの道路整備と歩道の設置について	ご要望の箇所の道路整備及び歩道の設置につきましては、多大な費用を必要とすることから、極めて困難でありますことをご理解願います。	土木・公園G	
富岸町内会	5 富岸神社敷地内の枯れ木の伐採について	ご要望があった箇所を確認し、危険性が高いことの確認が取れたことから、今年度中に伐採します。時期等については、決定次第別途ご連絡いたします。	市民協働G	

平成30年度地区課題(要望)一覧

地区	町内会名	課題・要望内容	回答	担当G
	富岸町内会	6 いなほ公園の柵を修理してほしい	損傷している柵3ヶ所について修繕しました。	土木・公園G
新生地区	22 新生町内会	1 新生町1丁目の市道舗装整備について	ご要望のあった箇所のうち、オートバックス裏の路線につきましては、今年度から道路改良工事を実施してまいります。 また、その他の箇所につきましては、現地確認の上、必要に応じ部分補修等で対応してまいります。これらの補修につきましては、7月までに実施する予定です。	土木・公園G
	新生町内会	2 新生町1丁目「市道新道59号線」～新生町3丁目「市道28号線」に至る市道街路樹植栽地域の整備について	現地確認し樹木のない植樹樹は、8カ所ありました。 街路樹には、景観向上、生活環境保全や交通安全等の機能があり、新生59号線および新生28号線の当該地は、ナナカマドが植樹されています。 樹木の補植につきましては、財政状況が厳しいため難しい状況ではありますが、樹種の見直しなどを行い年次的に補植を検討します。	土木・公園G
	23 新生北町内会	1 通学路への手押し信号機の設置について（新生町4丁目23）	信号機設置に関しては、警察庁より指針が示されており、1時間当たり300台以上の自動車の往復があること、隣接する信号機との距離が原則として150メートル以上離れていることなど、様々な条件があり、現状、1時間当たり300台以上の自動車の往復がないことから、要望されている箇所の信号機の設置は難しいと考えます。 しかしながら、新生北町内会からの信号機設置に関する要望は、過去より継続されており、また、信号機の設置基準は満たしていないものの、通学時間帯は、自動車による出動時間帯と重なり自動車の往復台数が相当数ある現状について、室蘭警察署も把握できたことから、可能性としては非常に低いが、北海道警察への信号機設置申請を検討したいとのことでありました。 つきましては、町内会から市に対し、「手押し式信号機の要望書」を提出いただき、その後、市が室蘭警察署に「交通安全施設設置要望書」を提出することといたします。 なお、ここ数年、北海道各地域の警察署から信号機の設置に関する要望の申請がなされているようですが、現在のところ、北海道警察より採択され信号機が設置された事例がないことを申し添えます。	市民サービスG
	新生北町内会	2 新生町5丁目の道路と雨水溝の修理について	新生町5丁目30-40住宅横の舗装の欠損箇所及び側溝の破損箇所の補修につきましては、7月までに実施する予定です。	土木・公園G
	24 新生町望洋町内会	1 新生町5丁目22-2から9の間の道路の整備について	本路線につきましては、今年度から改良工事を実施いたします。	土木・公園G
	新生町望洋町内会	2 新生町5丁目18-1から19-1の間の道路の整備について	昨年度、舗装の補修を実施しており、現在のところ緊急的な補修の必要性は確認できませんでしたが、今後、舗装や排水施設等の破損等が生じた場合、必要に応じ補修等の対応をいたします。	土木・公園G
鷺別地区	25 鷺別2丁目町内会	1 鷺別2丁目3番3～56号付近の未舗装歩道の整備について	ご要望のあった箇所につきましては、歩道ではなく宅地開発により既存の道路と宅地の間に生じた土地で、電柱などの施設の設置スペースとして使用しておりますが、車両の出入りにより、砂利が散乱している状況となっておりますので、散乱しにくい材料を敷きならすことにより、改善を図りたいと考えており、7月までに実施する予定であります。	土木・公園G
美園・若草地区	26 若草町内会	1 若草町3丁目21番地10宅横の路面を補修してほしい	ご要望のあった道路の補修につきましては、7月までに実施する予定です。	土木・公園G
	若草町内会	2 若草町3丁目20、21番地と5丁目27、30番地間の変則交差点の路面の補修について	ご要望のあった路線につきましては、改良が必要であるものと認識しておりますが、道路改良工事につきましては、未改良路線が多数残っている中、限られた財源で優先度を定め実施しているところでありますので、当面の間は必要に応じ部分的な補修で対応しながら、全面改良の実施時期等について検討を行います。	土木・公園G
	27 美園南町内会	1 美園町1丁目28、2丁目11-14付近の排水溝蓋の修理について	ご要望のあった排水溝補修の内、美園町1丁目28住宅につきましては、7月中に実施する予定です。 また、美園町2丁目1-4住宅前につきましては、6月中に補修が完了しております。	土木・公園G
	美園南町内会	2 ミラーの設置について	担当グループ職員で設置要望箇所の現地確認を実施いたしました。 要望箇所へのカーミラーの設置については支柱の設置が必要となり、支柱の設置に伴うカーミラーにつきましては、土地管理者と協議し、了承を得たうえで設置となります。	市民サービスG
	美園南町内会	3 防犯灯設置経費の補助について	平成24年度に、29年度までの6年間の時限措置として、市内防犯灯の20%を省エネ化する目的で、省エネルギー型防犯灯の補助上限額を当初の3万円から5万円に改正しました。 措置期間を終えた今年度より、補助金額を当初の3万円に戻しておりますが、現在、登別市内の防犯灯の50%が省エネ化を完了しており、当初目標としていた20%を大きく上回っておりますことから、補助額の増額の予定はありません。 また、設置工事に係る費用につきましても、上限増額当初に主流であった水銀灯設置工事（町内会負担：1基あたり約2万5千円）に比べ、現在の省エネルギー型防犯灯の工事（町内会負担：1基あたり約1万8千円）の方が安価となっておりますので、ご理解をお願いいたします。	市民協働G
	美園南町内会	4 美園町2丁目13-1から2丁目17-9の間に歩道をがないため、白線等の区画を整備してほしい	ご要望のあった路線につきましては、部分的に狭い箇所があり、外側線を設置した場合、路肩部分が非常に狭い区間が生じてしまい、交通事故を誘発する恐れがあることから、歩行者におかれましては歩道を利用していただきたいと考えております。	土木・公園G
	28 美園町会	1 美園町6丁目5-1住宅前坂道への手摺の設置について	手摺の設置につきましては、財源が確保できた段階で実施したいと考えております。	土木・公園G
	美不二町会	1 桜美園付帯道路の管理体制について	今年度より、桜美園間の通路として市民協働グループが管理することとし、平成31年度に向けて修繕等の予算要求をいたします。	市民協働G
	美不二町会	2 建屋周辺の枝払いについて	桜美園の敷地内に侵入している枝については、財務省が所有する土地の立木であることから、市の窓口である契約・管財グループを通して、財務局へ依頼しております。 対応可否、対応時期等については、財務局からの回答があり次第、またご連絡いたします。	市民協働G
	美不二町会	3 美不二広場の滑り台を撤去してほしい	町内会会員の方から撤去の承諾を得られたことから、今年度中に老朽化した滑り台を撤去します。	土木・公園G
美不二町会	4 美不二広場の防災スピーカー横の立ち木を枝払いしてほしい	要望いただいた後、現地にて、枝が電線にかかっていることを確認いたしました。 すぐに北海道電力に依頼し、枝払いを実施していただきました。	総務G	
美不二町会	5 鷺別河岸道路の上部入口付近に通行止めにし、看板を設置してほしい	入口階段の撤去に伴う処理については、今年度中に行う予定。	都市政策G	

平成30年度地区課題(要望)一覧

地区	町内会名	課題・要望内容	回答	担当G
29	美不二町会	6 鷺別河岸道路に裂けた倒木があるため、撤去してほしい	美不二広場内から河岸道路へ通じる通路部分の倒木については、5月中旬に撤去しました。	土木・公園G
	美不二町会	7 鷺別河岸道路の今後の管理方法を示してほしい	【北海道の回答】 当通路も含め、河川管理用通路の草刈りについては、河川管理に必要な年間1回となっておりますので、河川管理用通路の目的外維持はできません。 当通路について、事故が予測される場合はゲートの設置など立ち入りを制御する場合があります。	都市政策G
	美不二町会	8 避難所への連絡について	避難所の開設が必要な事態になった場合には、市が避難所となり得る施設管理者などの関係機関と調整を図ります。 また、避難所を開設する場合には、市からできるだけ早く住民の皆様へ情報発信したいと考えております。	総務G
	美不二町会	9 人道橋を車が通行できる橋に整備してほしい	ご要望のあった美不二人道橋を自動車通行が可能な橋梁に架け替えるには、莫大な費用を要することから、現在の財政状況では非常に困難でありますので、長寿命化計画により現在の形態で補修しながら延命化を図ってまいりたいと考えております。 また、本人道橋については、平成28年度に橋梁点検を実施しており、その結果、鋼製の構体に腐食が見られたことから「歩行者の通行に問題は無いものの、早期に措置を講ずべき状態」との判定結果でありました。 この結果を受け、簡易補修として平成28年度にフェンスや舗装面の補修を行い、また、長寿命化に伴う構造体の補修については、平成31年度以降に実施設計を行った上で、実施する計画ではありますが、国の交付金を活用しての事業でありますので、実施時期につきましては交付金の交付状況に左右されることから、現在のところお答えすることができませんのでご理解願います。	総務G 土木・公園G
	美不二町会	10 土砂災害警戒区域に指定されたため、土留め擁壁の設置を推進してほしい	土砂災害警戒区域は、土砂災害防止法に基づき、北海道が指定する区域です。 この法律は、危険の周知や警戒態勢の整備、一定の開発行為の制限などのソフト対策を推進する法律でありますので、土砂災害警戒区域に指定されたからといって、優先的に対策工事が行われることはありません。	総務G 農林水産G
30	椀ヶ丘町会	1 美園町6丁目広場から鷺別川へつながる側溝が割れているため、修理してほしい	側溝の破損箇所の補修につきましては、6月中旬に補修済みであります。	土木・公園G
	椀ヶ丘町会	2 土手に積み上げている石が崩れ落ちてくるため、状況を確認してほしい	当該地は私有地であり、現在空き地となっております。 土地所有者を確認したところ、当該者は道外の方であり直接現地の状況を説明することが出来なかつたため、現地写真を同封のうえ、文書により通知しております。	土木・公園G